

回 覧

あなたの愛犬がご近所に好かれるために ルールを守りましょう

飼い主は、回りに迷惑や危害を及ぼさない心くばりとしつけが大切です。
市内のいろいろな場所で、犬の散歩中のふんについてのお困りごとが見受けられます。
ご近所の方すべてが、動物の好きな方とは限りません。責任をもって飼うようお願いいたします。



お散歩中のふんは、必ず
持ちかえりましょう。
おしっこはすぐに水で流
しましょう

犬はリードでつなぎ
とっさの行動に対応する
ため短めに持ちましょう

市では「鶴ヶ島市の環境を保全する条例」で犬の飼い主に適正なしつけと管理を義務付けています。

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」では、飼い主は飼養する動物について、公共の場所又は他人の土地、建物など汚損させないことと規定しています。

埼玉県動物指導センターでは、犬のしつけ方教室などを行っています。

埼玉県動物指導センター 電話 048-536-2465